（別紙）

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第１１条に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令（仮称）案の概要について

平成１９年６月
農 林 水 産 省
国 土 交 通 省

１．制定の趣旨

市民農園整備促進法（平成２年法律第４４号。以下「市民農園法」という。）第７条においては、市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するため、市民農園を開設しようとする者が市町村の認定を受けることができる制度が設けられている。このため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成１９年法律第４８号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する活性化計画に位置付けられた市民農園の整備に関する事業についても、市民農園を開設しようとする農林漁業団体等（以下「農林漁業団体等」という。）は、当該活性化計画の作成後において、市民農園法第７条に基づく認定の申請をすることとなる。

しかしながら、当該申請時に記載が義務づけられている市民農園の用に供する農地の位置、面積や開設の時期等は、活性化計画への記載事項である。この場合、市民農園の開設の認定に当たって、認定申請者（農林漁業団体等）に改めて同様の記載事項等を義務づけることは適当ではない。

このため、法第１１条において、「法第５条第３項に規定に基づき、農林漁業団体等の実施する市民農園の整備に関する事業が活性化計画に記載された場合には、重複手続による負担の軽減を図る観点から、市民農園法第７条第１項に基づく認定の申請の際は、手続を簡略化できる」旨が規定されているところ。

簡略化可能となる具体的な手続等については、農林水産省令・国土交通省令に委任されていることから、本省令を定めるものである。

２．省令の概要

法第１１条の「簡略化された手続」として規定する市民農園法の手続き上省略可能な記載事項等の具体的事項は次のとおりである。

（１）市民農園の用に供する農地の位置及び面積等

（２）市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項

（３）市民農園の開設の時期

（４）その他所要の事項

３．施行期日（予定）

平成１９年８月１日（法施行予定日）